

# カッブ一揆とドイツ民主党

松俊夫

はじめに

一九一九年十二月十九日、エルンスト・トトレルチ Ernst Troeltsch は、「右からの波」と題する論説のなかで、古き良き時代を追憶する社会勢力が階級闘争のために結集しつつあることにあれ、憲法という言葉すら学生の間で拒絶反応を招いていることに深い憂慮の念を表明していた。彼の憂慮は不幸にして一九二〇年三月、カッブ一揆として現実のものとなつたが、一揆は労働者階級のゼネストによって僅か五日間をもつて終り、共和国はひとまずその危機を

脱することができた。この事件については、その経過から考えて労働運動史からの視点が重要視されるのは当然であり、すぐれた成果も生み出されているが、一揆は「労働者の敗北をもつて終つた」とする評価もあるように、国防軍やブルジョアジーの対応が労働者諸勢力の対応を上まわっていたことも否めなかつた。その点でエルガー Johannes Erger の研究<sup>(4)</sup>は、ゼネストの意義を過小評価しているとの批判があるとはいゝ、多くの示唆をわれわれに与えているようと思われる。本稿は、エルガーの研究から多くのものを学びつつ、純然たるブルジョア政党でありながらこの事件に対しても独自の動きを示したドイツ民主党〔以下 DDP と

略記」、および同黨の指導者の役割にあたる時期の政局を考察する一助とした。

〔社〕

(1) Ernst Troeltsch, *Spectator-Briefe. Aufsätze über die deutsche Revolution und die Weltpolitik 1918/22*, hrsg. v. H. Baron, Tübingen 1924, S. 91. 本書はハイ

マル共和国初期の情勢を考察する上で示唆に富む指摘が多い。この点については古くは松田智雄氏が言及しておられますが、近年では生松敏三氏が高い評価をもつており、あけいさん（生松敏三「ア・レンルチの『觀察者=書簡』

『醍醐』昭和五〇年七月四日・九四頁）。

(2) Erwin Körnemann/Hans Joachim Krusch, *Aktions-einheit contra Kapp-Putsch*, Berlin 1972. 総論集。

(3) Arbeiterklassen siegt über Kapp und Lüttwitz. 2 Bde. Quellen ausgewählt und bearbeitet von E. Körnemann, B. Berthold und G. Schulze, Berlin 1971.

〔社〕 *Kapp und Lüttwitz* の警記。著者 Erhard Lucas, *Märzrevolution 1920*, 2 Bde., Frankfurt a. M. 1974/75. またハール地方で展開された運動の叙述に特徴がある。それが、このなかで認められたアルミニウムを中心とする一揆の経

過はほとんどヒルガーレに依拠している。また邦語文献では、上杉重一郎『統一戦線と労働者政府』(風間書房、昭和五三年)がドイツ労働者共産党の成立までを対象として、ほぼ東ドイツの見解の上に立って細かい点にもどられた大著である。

(4) Arthur Rosenberg, *Geschichte der Weimarer Republik*, Frankfurt a. M. 1955, S. 98. (マルクス＝ローマン・ハルタ『ドイツ民主共和国史』吉田輝夫訳、東邦出版社、一九七〇年、1111頁)。

(5) Johannes Erger, *Der Kapp-Lüttwitz-Putsch. Ein Beitrag zur deutschen Innenpolitik 1919/20*, Düsseldorf 1967.

(6) Lothar Albertin, *Liberalismus und Demokratie am Anfang der Weimarer Republik. Eine vergleichende Analyse der Deutschen Demokratischen Partei und der Deutschen Volkspartei*, Düsseldorf 1972., S. 365 f.

(7) ハーベス民主党は一九一八年十一月、旧進歩国民党へ合併した。Kapp und Lüttwitz の警記。著者 Erhard Lucas, *Märzrevolution 1920*, 2 Bde., Frankfurt a. M. 1974/75. またハール地方で展開された運動の叙述に特徴がある。これが、このなかで認められたアルミニウムを中心とする一揆の経過はほとんどヒルガーレに依拠している。また邦語文献では、上杉重一郎『統一戦線と労働者政府』(風間書房、昭和五三年)がドイツ労働者共産党の成立までを対象として、ほぼ東ドイツの見解の上に立って細かい点にもどられた大著である。

主義に立脚して調停者としての役割を果そうとしていたから中小資本や都市の中間層、知識人などによつても支持され、また一部の労働者にも影響を及ぼしていた。一九一九年の国民議会の選挙では第三党的地位を占め、第一、第二

党的のドイツ社会民主党、中央党とともにワイマル連合を形成した。同党的フーラー・プロイスクがワイマル憲法の作成に貢献したことはよく知られている。同党は、ドイツ社会民主党や労働組合に対しても一定の協力を示し、国民議会では社会化法や五月一日を祭日とする宣言にも賛成していた。一九一九年当時、党員は約九〇万人を数え、ある程度大衆政党としての性格をそなえていたが、しだいにその性格は薄れ、むしろ内在していた左右の対立が表面化する」とになるが、同党的理念は多くの知識人をひきつけ、党員にはマイネッケ、マックス・ユーハー、ベーベー兄弟、トレルチを始め、ラーテナウ、シャハムなど名を連ねてゐる（Werner Fritsch u. Heinz Herz, „Deutsche Demokratische Partei 1918-1933“, Die bürgerlichen Parteien in Deutschland. Handbuch der Geschichte der bürgerlichen Parteien und anderer bürgerlicher Interessenorganisationen vom Frühjahr bis zum Jahre 1945, Bd. I, Leipzig 1968, S. 302 ff.）。

### 一、カッブ一揆

カッブ一揆の直接的な契機はエアハルト海兵旅団<sup>(1)</sup>に対する解散命令であった。周知のようにベルサイユ条約では、ドイツは兵力の削減を義務づけられており、それを実行に移すために連合国軍事管理委員会は、一九二〇年二月末、ドイツ政府に対してエアハルト海兵旅団など二つの義勇軍を解散するよう要求した。国防相ノスケはしばらくためらつた後、三月十日を期限にこれら義勇軍の解散を命じたが、この措置は国防軍のなかでもっとも反動的な立場に立つリュートヴィッヒ将軍と政府との間に鋭い対立をひきおこした。将軍は、「心理的には詐欺師の陸軍大尉」にすぎなかつたが、陸軍の最長老として自ら任じており、また「義勇軍の父」ともいわれていたから、エアハルト海兵旅団のように信頼するに足る義勇軍の解散を座視することはできなかつた。そしてそれはまた彼にとって「ボリシ・ビズムの脅威」にそなえる上でも、自らの権勢を維持する上で許しがたいことと考えられたのである。一方、エアハルト自身も解散命令には力によつてでも対抗しようとしてい

たから、彼はノスケの命令の出た翌日の三月一日、デーベリッツで海兵旅団の結成一周年を祝う盛大なパレードを催し、公然とした示威行動に出た。会場にはリュトヴィッツを始め、トロータ提督ら多数の高級将校が招かれ、席上、リュトヴィッツが海兵旅団の解散を許すつもりはない<sup>(6)</sup>と演説した時、会場は熱っぽい興奮に包まれたのであった。  
「天気もまたホーリンツォレルン日和であつた！<sup>(6)</sup> ただ一人の人物「ノスケ」だけが欠席していたにすぎない」という一新聞の報道は、あながち誇張とはいきれなかつた。  
もちろん国防軍の内部には、現実的な方向をとろうとする軍務局長ゼークトらのグループが存在していたから、軍事行動によつて政局の転換をはかるうとするリュトヴィッツの意図はむしろ孤立したものであつたが、かのヒンデンブルク元帥の「あいくち伝説」以来、国防軍の内部には現状に対する不満がとみに強まつてゐたから、事の成り行き如何によつては共和国の運命もまたはかり知れないものがあつた。<sup>(7)</sup>

その後、リュトヴィッツは解散命令に抗議を続けていたが、これに対してもノスケは三月十日、リュトヴィッツの指揮下にあつたエアハルト海兵旅団をトロータ提督の指揮下

に移した。これはリュトヴィッツを行動にかりたてる転機となつた。その夜六時ごろ、大統領エーベルトのもとに赴いたリュトヴィッツは、政府の態度を難詰して解散命令の撤回を迫り、さらに国民議会の即時解散と国会選挙の実施、専門家大臣（政党とは無関係な人物を閣僚とする）の任命などを要求したが、エーベルトに拒否され、また同席していたノスケからは辞職するよう勧告される結果となつた。<sup>(8)</sup>しかしリュトヴィッツは辞職の気配を示さなかつたから、翌十一日朝、ノスケは彼を事実上の休職処分とし、さらに九時ごろには不穏な動きの中心人物と見られていた反動政治家カッブ（大戦末期に祖国党を組織した元プロイセンの高官）、バウアーワー大佐（大戦中、ルーデンドルフ將軍の政治顧問）、ペープスト大尉ら五名の逮捕を命じた。しかし彼らは警察からの通報によつていち早く逃走していたので、ノスケの意図は失敗し、一揆を未然に防ぐことができなかつた。この行動の成否にかかる重要な意味をもつてゐた。なぜならこの時点では、政府は未だ具体的な警備体制をとつてい

なかつたから、海兵旅団が直ちに行動に出れば、奇襲は完全に成功していたはずであった。しかしエアハルトは、他の部隊やベルリンの保安警察の動静を知らうとしていたうえ、演習で疲労している旅団の兵士を休息させる必要もあって、行動を一日延ばすよう提案し、リュトヴィッツもまたこれを了承した。この一日の延期は彼らにとつて決定的な不利を招くことになるが、これに類することは一揆が始まつてからも見られ、一揆が以前から計画されていたにせよ、具体的な行動に関する限り、「即興的な一揆」の侧面をのぞかせていた。<sup>(9)</sup>

このような情勢のなかで三月十二日朝、ノスケはベルリン地区の国防軍および保安警察に警戒待機を指示し、さらに夕方には国防軍一連隊、保安警察二連隊に官庁街を固めるよう命令し、一方、実情の調査とエアハルトへの警告を目的としてトローラ提督をデーベリックに派遣した。ノスケはこれらの措置を折から開かれていた閣議にも報告したが、その際彼は海兵旅団に関する情報を单なる「うわさ」として伝えたため、閣議も彼の措置で十分であるとし、時間の不足を理由に対策については後日の協議に付することとした。<sup>(10)</sup>政府がこのように消極的な態度しかとり得なかつ

たことについては無策として十分に責められねばならないが、同時に政府をとりまく状況が政府の動きをいつそう鈍いものにしていたことも事実であった。ノスケの「樂觀主義」は論外としても、政府の手にした情報は必ずしも正確なものばかりではなかつたから、十二日の閣議でも内相コッホ（D D P）は、カッ普ラ五名に対する逮捕命令が十分な裏づけをもつてゐるか否かを懸念していたほどであつた。<sup>(11)</sup>むしろ政府は、頻繁と情報が伝えられるなかで、切迫した一揆を半信半疑でとらえていたというべきであろう。すでに十一日の午後、副首相シッファー（D D P）のもとに一将軍から、リュトヴィッツが「復讐の放棄を誓つた」とする情報がよせられていたが、さらに十二日の夜にはデーベリックから戻つたトローラは、「デーベリックはすべてが平靜である」とノスケに報告していたのである。しかしノスケの「樂觀主義」とは逆に、国防軍と保安警察の将校は海兵旅団の行動を予想し、海兵旅団との撃ちあいを忌避しようとしていた。そこで陸軍最高司令官ラインハルト將軍は、午後一〇時ごろ、官庁街の警備に当つている部隊に対し、万一の場合には武力によつて防衛するよう命じ、そのあと首相のもとに赴いたが、そこで彼は来合わせてい

たノスケからオーフェン、オルデルスハウゼンの両将軍がエアハルトの説得のためにデーベリッヒに急行したことを見知られた。そのじる両将軍はベルリンに向けて行進中の海兵旅団に出会い、流血は不可避であるとして、エアハルトの自重を要望した。始め彼の態度は強硬であったが、結局、行動に参加した者の無罪を含む七項目の要求を最後通牒として提出した。この要求は先にリュトヴィツがエーベルトに要求したものとほぼ同じ内容であったから、ノスケは両将軍に要求を拒否するよう指示したが、両将軍はエーベルトとの交渉が必要であると主張し、そのため閣議を至急開くよう要望した。エアハルトの最後通牒の期限は十三日の朝七時であった。しかしエアハルトのこの独断的行為は、結果として政府に時間的余裕を与えた。大統領・閣僚ら重要人物の拘禁、逮捕はもとより、電信・電話のもし押さえを不可能にしたから、またしても「奇襲の決定的瞬間が失なわれる」ことになつたのである。

〔注〕

- (1) 1撲の歴史的位置づけについては、下村由一・斎藤稔「ヨーロッパにおける革命と反革命」『世界歴史』115(昭

波書店、一九七〇年)のうち、下村氏の論稿を参照。

(2) 一九一〇年一月当時、ドイツはなお義勇軍を含めて約五万の兵力を擁していた。そのうちエアハルト海兵旅団は、一九一九年にエアハルト海軍少佐によって組織されたもので、国内の革命運動の抑圧に当るとともに、いわゆるバルト義勇軍としてバルト海沿岸諸国の反革命派に協力し、戦闘経験をつんだ強力な部隊の一つであった。旅団は一九二〇年を迎えるころには、兵力は約四〇〇〇、ないし五〇〇〇を達し、同年一月以降はベルリンを離れたる二十五キロのデーベリッヒに駐屯し、ハーケンクロイツを「民族的標識」として採用するなど、反革命派の尖兵にやれねしろ存在となつていた(Brger, a. a. O., S. 110 ff.)。

(3) Karl Brammer, *Fünf Tage Militärdiktatur. Dokumente zur Gelegenheitsrevolution*, Berlin 1920, S. 8.

(4) Brger, a. a. O., S. 110.

(5) Ebenda, S. 115 f.

(6) Brammer, a. a. O., S. 9.

(7) 右翼グループおよび国防軍内部の潮流などについては、

下村 前掲論文、一八〇—一八五頁、参照。

(8) Brger, a. a. O., S. 121 f.

(9) Ebenda, S. 124 ff.

(10) Ebenda, S. 131 ff.

(11) vgl. Könnemann/Krusch, a. a. O., S. 75.

(12) Erger, a. a. O., S. 132. 後田、ローハルトはロイセン内務省が情報について政府に非協力であったとして当時のブ

ロイセン内相ハイネ (SPD) を非難したが、ハイネはブルガーや指導的な警察官僚にさえもられて十分な情報を与えられていなかったことであつて、ローハルトの非難に強く反発した。ハイネは一揆後、労働組合の要求によって辞任に追い込まれる人物で、彼の責任が問われるるのは当然であるが、むしろここでは高級官僚や国防軍の将校の間に反共和制的な勢力が強かつたことを重視したい。後にふれる陸軍最高司令官ラインハルト將軍は例外的ともいえるほど政府に忠実であらうとしたが、そのため国防軍のなかでは孤立せざるを得なかつた。このことを考えれば、たといハイネ以外の人物がその衝に当つていたとしても多かれ少なかれ制約をうけたであらうと想われるからである (vgl. Hartmut Schustereit, *Linksliberalismus und Sozialdemokratie in der Weimarer Republik*, Düsseldorf 1975, S. 72 f.)<sup>9</sup>

(13) Erger, a. a. O., S. 123.

(14) Ebenda, S. 136; Erich Otto Volkmann, *Revolution*

über Deutschland, Oldenburg 1930, S. 353. 1揆に同

情的なムロータは序めニアハルトに電話をしてからデーヴリックに赴いたので、不穏な動きを見出すことができなかつたのは当然であった。彼がこの報告をしてからまあなく海兵旅団は行動に移つてふたのである。

(15) Kapp und Lüttwitz, Bd. I, S. 96.

(16) Erger, a. a. O., S. 140 f.; Volkmann, a. a. O., S. 355.

## 11 政府の「逃亡」

この間、ベルリンの情勢はしだいにあわただしいものとなつた。十三日午前一時ごろ、国防省では急遽ノスケと国防軍首脳部との会議が開かれた。ノスケは武力による鎮圧を要求したが、ラインハルトとノスケの副官以外は全員ノスケに反対し、やむにテーベリックから戻つた両將軍も、海兵旅団の兵力や左翼急進派の蜂起を考慮すれば武力の行使は避けるべきであると主張した。そしてゼークトが、「国防軍は国防軍を撃たない」との言葉を口にした時、ノスケの孤立は明らかなものとなつた。そこでノスケはや

むなくエーベルトに閣議の召集を要請したが、軍事力によって共和国が防衛できないとすれば、どのような方法を講すべきかが閣議の重要な問題となるはずであった。

午前四時ごろ、閣議はエーベルトの司会のもとに開かれたが、エアハルトの要求をうけいれることはまったく問題とならなかつた。閣議では二つの問題、すなわち国防軍に抵抗の命令を下すべきか、また政府がこのままベルリンにふみとどまるべきかが、論議の中心となつた。第一の問題については、今後その意義を増すであろう国防軍をいかにして維持するかという観点から論議が行なわれた。いうまでもなくワイマル連合派によつて形成されてゐた政府が、労働者の武装をよびかけて防衛をはかることはあり得ず、むしろ一揆によつて触発されるであろう左翼急進派の蜂起に強い警戒心を抱いていた。そこで政府は国防軍を無傷のまま維持することがぜひ必要であると考えたが、もし政府が国防軍に武力による防衛を命じたとすれば、その命令を忠実に履行しようとする者と、それを拒否しようとする者との分裂は必至であった。その結果、閣議は国防軍首脳部の主張を容れ、警備に当つていた国防軍と保安警察をそれぞの原隊へ引きあげさせることとしたのである。<sup>(2)</sup>

これに對して政府がこのままベルリンにふみとどまるべきか否かの問題については、閣議はかなり紛糾した。ノスケは地方の国防軍を信頼しており、その協力をえるためにベルリンを放棄することを閣議に提案し、DDPの内相コッホ、副首相シッファーもこれを支持した。しかしエーベルトを始め、首相バウアー、國務相ダーフィトら社会民主党「以下SPDと略記」の閣僚は、一揆の影響がいまなお不明確な時点で首都を放棄することは政府の弱体をさらけ出すものとして強い難色を示し、閣議はしばらくの間、一致点を見出すことができなかつた。しかしエアハルトの示した最後通牒の期限は刻々と迫つていてから、結局シッファーの妥協案によつて、彼が政府を代表してベルリンに残留し、エーベルト以下の政府要人はドレスデンに「逃亡」することに決定した。しかしそのあともエーベルトは、プロイセン首相ヒルシュ、内相ハイネ（いずれもSPD）らに動かされて、ひとたび決定された「逃亡」をとりやめようとしたが、シッファーーやコッホらの強い態度におされてしぶしぶ決定に従うこととなり、閣議はようやく午前五時ごろ終了した。<sup>(3)</sup>この間、のちに問題となるゼネストの布告がSPDの閣僚によつて用意されていたのである。

しかしここで注目されるのは、「逃亡」の決定に当つて DDP の役割がきわめて大きかつたという事実である。ノスケが「逃亡」の場所にドレスデンをあげたのは、その地にあつた第四軍管区司令官メルカー將軍を信頼していたからであるが、コッホやシッファーの場合には、「逃亡」のもつ政治的意味が強く働いていた。確かに「逃亡」は、「戦わずして首都を敵に明け渡す」<sup>(4)</sup>のであつたから、無気力なものとして解釈されることはコッホらも十分に承知していた。<sup>(5)</sup>しかしベルリンにふみとどまつていたずらに「人質として反徒に身を委ねる」<sup>(6)</sup>ことは、いかにも愚策であつた。その場合、政府は完全に影響力を失ない、その結果、地方の政府、官庁、国防軍の大勢が「新政府」の側に傾くであろうことは容易に想像されたからである。くり返すまでもなく、政府にとつて労働者の武装はあり得なかつた。とすれば、安全な場所で自身の抵抗を組織し、一揆の影響力を最小限度にとどめることこそ、政府に残された唯一の現実的な方法と考えられたのである。コッホらの判断が政府にとつてきわめて適切なものであったことは、他ならぬカップやリュートヴィッツのひとしく認めるところであり、「一揆の速かな崩壊の重要な前提となつた」<sup>(9)</sup>ということも

できよう。海兵旅団がベルリン郊外に迫つているこの時点では、なお因循姑息な態度しかとり得なかつた SPD とは対照的な DDP の態度は特筆されねばなるまい。

このようにして政府は午前六時ごろ、オルデルスハウゼン將軍を通じてエアハルトに最後通牒の拒否を伝えた。それと同時に海兵旅団はベルリン市内に進入し、官庁街を占拠したが、その直前、エーベルト、バウアー、ノスケらをのせた自動車はあわただしくドレスデンに向けて走り去り、総理府には閣僚としてシッファーだけが残留した。しかしルーデンドルフの出迎えをうけつつ海兵旅団に守られるべルリンに入ったカップとリュートヴィッツは、政府の「逃亡」という最初の誤算のなかで新しい課題に直面せざるを得なくなつた。本来、カップは、議会主義的な政府を除去して独裁的な政府を樹立し、憲法の改変を企てていたから、軍事的政治的要求のいくつかを実現することは始めから問題ではなかつた。これに対してもリュートヴィッツは必ずしもそこまでは考えておらず、ベルリンを占領して政府に圧力をかけられれば彼の要求は貫徹されるであろうと確信していた。その上、リュートヴィッツ自身、カップを指導者として適任であるとは思つてもいなかつた。彼らの関係は一

般に考えられているほど密接なものではなかつたのである。しかし政府が「逃亡」した以上、カップにせよ、リュトヴィッツにせよ、彼らの影響力を全土に拡げるためには「新政府」の組織を急がなければならなくなつた。そこでリュトヴィッツは、居あわせたカップに暫定的な内閣の組織を委嘱し、彼自身はバウアーハ佐らとともに国防省に赴いたのであつた。<sup>(10)</sup>

一方、カップは午前七時、帝政時代のベルリン警視総監ヤーゴーらとともに総理府に赴き、シッフラーに退去を命じて彼を法務省の一室に拘禁し、正午ごろ、カップを首相、リュトヴィッツを国防相とする「新政府」の成立を宣言した。<sup>(11)</sup> 「新政府」はひき続きいくつかの布告を発したが、彼らの措置には徹底さに欠けるものが多く、例えは午後にシッフラーが釈放され、さらには夕方にはプロイセン政府の閣僚も拘禁を解かれたのである。これは「新政府」が彼らの協力をえて業務の円滑な運営をはかり、独裁的印象をひたすら和げようと努めた結果であるが、同時にカップとリュトヴィッツの微妙ない違ひを反映したものでもあつた。<sup>(12)</sup>

それにしても十三日の午前中にベルリンで見られた情景

は「新政府」にとつてきわめて明るいもののように思われた。街では興奮した群衆が行進する海兵旅団に歓声を浴び、なかには帝政時代を象徴する黑白赤の旗を振る者さえ見られた。しかしこれらの人びとはもちろん国民の多数を代表するものではなく、ベルリンの労働者街では、未だ沈黙したままではあつたが、憤りを抑えかねた人びとの往来がしだいにあわただしくなつていた。ゼネストのうねりが今にも始まるうとしていたのである。

このような情勢のなかで、まず現われたものがSPDによるゼネストの布告であった。これは払暁の閣議のさなかに、情報担当官ラウシャー（SPD）がSPDの閣僚の委嘱をうけて作成し、その了承をえて「逃亡」の直前に報道関係に手渡されたもので、エーベルト以下、SPDの閣僚および党議長ウエルスの名が連ねられていった。<sup>(14)</sup>

SPDの指導者がこの時点でゼネストの実施をどの程度考えていたかは問わないまでも、僅か半日後に彼らがその処理に苦慮し始めるところを考えれば、この布告が「途方もないデマゴギー」とされるのも当然のことであろう。彼らがこの布告を後悔にも似た思いでうけとめるようになったのは、彼らがドレスデンに到着してまもなくのことであつた。

た。政府一行は十二時ごろドレスデンに到着し、ザクセン政府に迎えられたが、午後一時ごろメルカー將軍が姿を現わした時、彼がゼネストの布告に強い反発を示しているのに驚かされた。すでにメルカーのもとには、リュトヴィッソから政府要人の逮捕を要求する電報が届いていたが、彼は一揆に同調しつつもカップを首相として不適任と考えていたので、リュトヴィッソの要求をそのまま実行しようとはせず、慎重に成り行きをうかがっているところであつた。<sup>(16)</sup>しかしメルカーは政府に対しゼネストの布告を執拗に非難したばかりではなく、住民に対しても軍管区司令官の資格でストをきびしく抑圧するとの告示<sup>(17)</sup>を発したから、政府は強い衝撃をうけ、「バウアーはほとんど氣落ちしてしまい、エーベルトも無氣力になる」ほどであった。しかしそれらとは対照的に窮状の打開に全力をあげたのはコッホであった。彼はエーベルトやバウアーの遠巡をよそに各邦との連絡や報道関係とのインタビューによって政府の立場を訴え、夕方には国民議會議長フェーレンバッハ（中央党）と電話連絡を行なつてシュトゥッガルトに国民議会を召集することをとりきめるなど、まさに「政府の手綱」を握るにふさわしい活動を示した。<sup>(18)</sup>コッホの積極的な活動によ

つて政府はいち早くこの日の午後、大蔵省などの金融機関に対して「新政府」への支払いを不法とする旨、指示し、また各邦政府にも「新政府」との関係を断つよう要請することができた。<sup>(20)</sup>その結果、ブロイセンを除く各邦政府はいずれも忠誠を誓い（ブロイセンの閣僚はこの時点ではなお拘禁をとかれていなかつた）、また金融機関も政府の指示に従うことになったから、政府はようやく窮状を脱する見通しをもつことができたのである。それとともに政府は、「ドイツ国民へ！」の布告を行ない、ドイツが「暗闇と流血」の中へおち込んで行くのを防ぎうるのは憲法に立脚する政府だけであるとして国民の支持を求めた。しかし、同時にこの布告の最後の部分で、「新たな混乱が経済と交通を妨げ、……外国の信頼を損うことになれば、国民は飢えるであろう」としてゼネストに警告を与えることも忘れない<sup>(21)</sup>。この布告は、DDPのコッホとゲスラー、中央党のギースベルツがSPDの閣僚とともに署名しているものであつたから、先のSPDの閣僚だけの布告とはおのずから性格を異にしていたが、早くもゼネストへの憂慮が顔をのぞかせていることは重要であった。なぜならこれは政府が国防軍の支持を失なうまいとする努力の現われであると

同時に S.P.D の閣僚が、先のゼネストの布告を取り消したこと

(22)

を意味していたからである。それにしてもマルカー將軍のいるムレスデンは政府にとって必ずしも安全な場所とはいはず、またザクセン政府の態度も期待に反していた。

そこで政府は、国民議会の召集が予定されているショットウツツガルトへ移ることを決め、十四日、ムレスデンを去つたが、政府はそれに先立つて国防軍の兵士と、国民への再度の布告を行ない、とくに後者では公務員の支持を強く要望した。<sup>(23)</sup> シュトゥッツガルトでは、邦政府が援助を約束し、またその地の国防軍司令官ベルクマンが彼の部隊に対して政府および国民議会の保護を命じていたので、コッホの念願していた安全な場所で対策をとりうる条件が整えられたのであつた。しかし事態は政府にとっていつそ深刻なものにならうとしていた。労働組合によるゼネストがすでに始まっていたからである。

[焼]

(1) Erger, a. a. O., S. 141 ff.; vgl. *Kapp und Littwitz*, a. a. O., S. 98 f. なお、ヤークルが述べたところ有名な言葉は、彼の伝記を残したラベナウの著作に見出される

れ。

(24) Erger, a. a. O., S. 146 ff.; Könnemann/Krusch, a. O., S. 79; Erhard Lucas, *Märzrevolution 1920*, Bd. I, Frankfurt a. M. 1974, S. 91. だが、この段階で、それまで武力による防衛を主張してきたラインヘルムは陸軍最高司令官を辞任した。彼の辞任はむしろ彼が憲法に忠実であろうとして国防軍の内部から不信感をもたれていたことに起因している (vgl. Troeltsch, a. a. O., S.

(25) Erger, a. a. O., S. 148. なお、当夜のあわただしい模様は、コッホの手記からもうかがえる。手記によれば、「逃亡」の決定に当つて口論する者も出たが、コッホやシッフターが強い態度で彼らの主張を貫いたことが知られる (ebenda, Dok. 25, S. 322.)。

(26) Könnemann/Krusch, a. a. O., S. 162.

(27) コッホは手記のなかで、「あのようは記していい」「もしもあれば、棚上げされると同じ」と などと、多分、保護拘禁。出発することは無氣力と解される。……私は、部隊が戦おうとするなら、われわれもさみどりがねばならない」と指摘した。ほか別の場所で、妨害されず対策を講ずる見通しがあるなら、出発しなければならない

」(Erger, a. a. O., Dok. 25, S. 322.)<sup>o</sup>

(6) Erich Eyck, *Geschichte der Weimarer Republik*, Bd.

1, Stuttgart 1954, S. 205.

(7) Erger, a. a. O., S. 149 f.

(8) カップは、将校や公務員を「新政府」に服従させるためには政府を拘禁するよりがむしむ重要なりとい考へて、

た(ebenda, S. 107)。そこで彼は、三月十三日朝六時すぎ、かねての約束に従つてシャルロッテンブルク通りの街角(リュートヴィッヒとニアヘルム)にてた時、始めて前夜

の交渉と政府の「逃亡」を知つて驚き、ニアヘルムが閣僚

の逮捕に失敗したことに於いて彼と激しく口論した。のむ

カップはその覚書のなかで、「夜の交渉」によつて政府が時

間的にうまく逃亡することができ、閣僚を逮捕するなどい

私の指示が実行されなかつたことは最悪の事態であつた。

それによつて始めから新旧両政府の分立が作られたのであ

つた」と述べ、「逃亡」が彼の計画に甚だ不利な条件となつた」として(「Kapp und Lüttwitz, a. a. O., S. 109

f.)。またリュートヴィッヒは、政府に直接影響を及ぼすやうに

がやめなくなく、彼の計画の達成が窓の上にあつたが、心地悪かった(Erger, a. a. O., S. 152)。

(9) Schustereit, a. a. O., S. 73.

(10) Erger, a. a. O., S. 152 f.

(11) Brammer, a. a. O., S. 24.

(12) Erger, a. a. O., S. 156 ff. また、アロイジヤの輸輸相ヨーゼフ(ドーパ)は、運輸省の職員が彼を釈放しなければ鉄道が止まるだらうと強硬に申し入れた結果、最初に釈放されることになつた。しかしヨーゼフは、他の閣僚も同時に釈放されなければ釈放を拒否すゝとして「新政府」は抗議しただぬ、やがて全員が釈放される結果になつた

(Schulthess' *Europäischer Geschichtskalender*, Bd. 61. München 1924, S. 46 f.)<sup>o</sup>

(13) Erger, a. a. O., S. 161 f.; vgl. Troeltsch, a. a. O., S. 128.

(14) Brammer, a. a. O., S. 65. 布告の全文は(ある)ものなものであったが、「憲法」という文字は(ある)も見出されなかつた。

「労働者、同志諸君一

軍事クーデターが始まつた。政府の改造を要すぐく日本へルト海兵旅団がベルリンに向つてゐる。われわれは日本の軍事的強要に屈することを拒否する。われわれは血だまぐれい傭兵部隊を今日再び認めるために革命を行なつたものではない。われわれはベルト諸国の犯罪者とは妥協しな

。

「労働者、同志諸君！ われわれが別行動をとるようならとがあれば、諸君に対し恥じなければならまい。われわれは否、くりかえし否といふ。諸君は、われわれが諸君の意に沿って行動したこと認めらる。血なまぐれい反動勢力の復帰をたち切るには、あらゆる手段が正当である。

ストに入れ、仕事をやめよ、この軍事独裁に活動の余地を与えるな。共和国を維持するためあらゆる手段にて戦え。あらゆる対立を無視せよ。ヴィルヘルム二世の復帰に反対するには一つの手段があるのみである。あらゆる経済生活の麻痺がそれである。一本の手も動かしてはならない、一人のプロレタリアも軍事独裁を援けてはならない。全面的なゼネストく。プロレタリアよ、団結せよ！」

社会民主党閣僚 エーベルト、バウアー、ノスケ、ンヨリッケ、ショミット、ダーフィト、ミュラー  
ドイツ社会民主党議長 ウォルス」

なお、ラウンシャーが鉛筆で書かれた布告の原案をノスケに示した時、ノスケは別に異議をとなえず、また時間的余裕もないままに S.P.D の閣僚は自筆の署名をしなかつた。それでヨーベルムねば、のやうの布告に關係しなかつたよ

への態度をとったが、内容は十分に承知しており、実質的には賛意を表明してこたのである (Erger, a. a. O., S.

193; vgl. Kinnemann/Krusch, a. a. O., S. 164 ff.)。

(15) Lucas, a. a. O., S. 91.  
(16) Ebenda, S. 94; Erger, a. a. O., S. 171 ff. なお、

ニャホルゲンスデンに赴く途中、偶然列車内でドイツ人民党 (DVP) の議員團長ハインツ・ヨンに出会つた。彼がメルカート親しげといふから政府要人の拘禁を行なわないよう仲介に立つた。メルカートの行動に影響しつづいた。

(17) Kapp und Littwitz, a. a. O., S. 309.

(18) Erger, a. a. O., Dok. 32, S. 330.

(19) Ebenda, S. 174.

(20) Brammer, a. a. O., S. 11.

(21) Ebenda, S. 12.

(22) Lucas, a. a. O., S. 95. ニャホルゲンまた十四日の朝の手

記や、「マルコフにおけるゼネストの布告以外に、われわれの側では少なくとも愚行は何一つしなかつた」と記してあるが、この布告が出来られた時点では、同じような考え方を傾いていたであらう (Erger, a. a. O., Dok. 32, S. 330)。

(23) Brammer, a. a. O., 13 ff.

(24) Ebenda, S. 38; vgl. Erger, a. a. O., S. 176. ベン  
スゲンでは「ホは決して彼の名前でホテルに宿泊する」  
とは起らなかつたのである。しかしそれにもかかわらず、  
この時のゼネストにはいくつかの問題点が見出されるので  
ある。

### III. ゼネストとSDP

三月十二日、全ドイツ労働組合同盟 Allgemeiner Deutscher Gewerkschaftsbund [以下 A D G B と略記] (議長、  
ヘギー) と自由職員同盟 Allgemeiner freier Angestelltenbund [以下 A f A と略記] (議長、アウフホイザー) の共同  
の布告を機として始まつたゼネストは、十五日には参加人  
員一、二〇〇万人に達する大規模なものに発展した。本  
來、ADGBなどの労働組合は、戦争と敗戦をほとんど無  
傷のまま克服してきており、一定の主体性を維持していた  
から、ゼネストの布告もSPDの布告に直接影響されたもの  
ではなかつた。それだけに政府とすれば、自らの手で抑  
制し得ないゼネストは不気味であった。事実、この時のゼ  
ネストは「ドイツの労働組合の歴史のなかで最大の実力示  
威」<sup>(1)</sup>として行なわれ、「その名に値する唯一の政治的ゼネ  
スト」<sup>(2)</sup>であったから、その威力はまことに絶大なものがあ

った。以後、ドイツでは一度と再びこれに匹敵するゼネストは起らなかつたのである。しかしそれにもかかわらず、この時のゼネストにはいくつかの問題点が見出されるのである。

その第一は、統一行動でありながらベルリンではスト指導部が対立した形で二つの組織されたことであつた。一揆の始まつた三月十三日の午前中に、労働組合の幹部とSPDおよび独立社会民主党〔以下、U S P D と略記〕の幹部との会談が行なわれ、一揆に対する共同闘争が議せられたが、その際、SPDとA f A の代表は、すべての社会主義的労働組合と政党による共同の布告を行なうよう提案した。しかし、U S P D の代表はSPDを一揆の共犯者であるとして非難し、この提案をうけいれなかつたから、共同闘争の方向は早くも暗礁にのり上げたのであつた。午後に再開された会談でも、U S P D は「ノスケのためのゼネスト」を拒否し、共同闘争を行なう前提としてSPDに社会主義的独裁の承認を求めたが、これはSPDの容れるところではなく、さらに夕方には共産党〔以下、K P D と略記〕も会談に加わつたが、K P D もノーテ共和国の実現を目指す闘争こそ必要であるとしてSPDとの協力を拒否した。その

結果、ベルリンでは、ADGBとAfAを中心にSPDと密接な関係に立つスト指導部（翌十四日にはドイツ公務員同盟 Deutscher Beamtenbund も参加）と、USPDとKPD、およびその影響下にあるベルリン労働組合委員会より成る「大ベルリン中央スト指導部」が形成され、それぞれ独自の布告が出されたのである<sup>(3)</sup>。首都ベルリンにおけるこのような対立は、とくに政治上の問題がからんだ場合に少なからぬ影響を及ぼすことになるが、ましてやキリスト教労働組合など非社会主義的組織の場合にはゼネストに対する態度も微妙であつたから、ゼネストの効果がある一定の限界をもつていたことは争えなかつた。

第二の問題点は、ゼネストをよびかけたいずれの社会主義的諸組織によつても憲法の防衛がとりあげられていなかつたということである。先のSPDの布告にも「憲法」という文字は見当らなかつたが、ADGBとAfAの共同布告も憲法についてはまつたくふれないまま、革命によつて国民が獲得した諸権利が脅かされていることに力点をおいていた<sup>(5)</sup>。これは労働者の間に一定の影響力をもつUSPDを意識していた結果であり、労働者の一致をはかるには憲法の防衛がスローガンとして不適当と考えられたからであ

った。事実、USPDはワイマル憲法の採択に当つて反対票を投じていたのであり、また十三日の党声明でも、「従来の政府は片づけられた」として政府の防衛をまったく問題とせず、むしろ「革命的社会主义のための闘争が重要である」とし、「諸君の権利を防衛するために团结せよ」と主張していたのである。一方、KPDの態度もまったく混乱していた。十三日の党中央の布告は、「革命的プロレタリアートは、……政府のために指一本動かさないであろう」としてゼネストに反対する立場をとつて、翌十四日には、この方針を変更してゼネストに積極的に参加するようよびかけたのである<sup>(7)</sup>。この変更についてはさまざまであるが、それは、要するに党中央は、始め一揆を支配階級内部の抗争としてとらえ、むしろ政府の「失敗を喜ぶ」という気分を捨て切れず、下からの労働者の意欲を認めていた結果であった。しかしそれに参加することになつたとはい、KPDの関心は、一揆の打倒のほか、「すべての権力を労働者レーテへ！」というスローガンが示しているように、そのための新らしい組織を作り出すことに注がれており、しかもその選挙についてUSPDとも対立していた。もちろんKPDにとつても憲法

の擁護は問題となり得なかつたのである。

このように社会主義的諸組織がそれぞれの利害関係によつて憲法の擁護をとりあげていなかつたことは重視しなければなるまい。たといワイマル憲法がしばしば指摘されいるように一定の限界をもつてゐたにせよ、「ドイツ国民は憲法をあくまでも進歩的な意味で民主主義と社会主義の完成のために利用することができたはず」であり、少なくともこの時点では「右からの波」に立ち向かうために憲法をとりあげる必要があつたと思われるからである。問題は、ワイマル憲法がブルジョア的憲法であるか否かではなく、その内容に見られる民主主義的な要素を国民の間に定着させ、反動勢力の反撃にそなえる努力にかかつてゐたのである。<sup>(10)</sup>

これに対し憲法を正面に掲げつゝゼネストを積極的に支持したのはDDPであった。DDPはいち早く十三日正午、連絡をうけて參集した国会議員、プロイセン邦議会議員の会合を開き、さらに労働共同体Arbeitsgemeinschaftの代表者をも交えて討議を行なつた結果、同夕刻、布告を発表して党の態度を明らかにした。布告は、祖国が苦難の末に復興しようとしていた矢先に、東エルべの反動勢力

が発展を保障してきた政治組織をくつがえそうとしており、それによつて経済の破壊、内戦の脅威、外圧の強化がもたらされ、ワイマル憲法を作り上げたきずなが断ち切らされることになると論じ、「われわれは憲法を拠りどころにしている。……われわれは反逆的な破壊者に対する假借ない抵抗を要求するものである」と結んでいた。ついで同党は翌十四日夕刻、再び次のような布告を発してゼネストに参加することをよびかけたのであつた。

「ドイツ民主党は、ここに、すべての党員、經營者、従業員ならびに職員によりかける。反逆者カッブとその一味が権力を不当に行使している限り、生活に必要な業務の労働を除き、すべての労働を停止することを。われわれは公務員に、合憲政府とその機関だけの指示に従うよう要求する。ストライキが重要なのではなく、数十万の公務員が宣誓した法と憲法を破ろうとする無法な企てに反対するドイツ国民の統一ある抗議が重要なのである。

ドイツ民主党は、次のようなことを自明のことと考へてゐる。すなわち、従業員、職員および公務員が労働の停止によつて損失をうけるのではなく、やむを得

なければ賃金と給与を國の資金からうけとるところを  
とである。党および党議員団は、決議によつてこの見  
解を支持することを約束する。またわれわれの党友で  
ある著名な経営者たちも、原則としてこの処置を政治  
的に必要なことと見なしてゐるのである。……」<sup>(1)</sup>。

本来、DDPは労資間の協調に努めてきたから、それを  
力づくで破壊すると考えられたストは同党にとって歓迎す  
べきものではなかつた。それにも拘らずゼネストに参加し  
たのは、一揆を党と民主主義に対する脅威としてうけと  
め、カッ普「政府」によつて合法的な闘争手段を奪われた  
以上、憲法を回復するには最大限のことが試みられねばな  
らないと認識したからであつた。しかしそ一般に批判的  
な立場をとつていたDDPとしてはゼネストに参加するに  
は何らか論拠が必要であった。そこでDDPは、ゼネスト  
を経営者との合意による政治的示威として説明し、布告で  
も経営者の考え方をとりあげるとともに、ストという表現  
を慎重にさけて「労働の停止」による「ドイツ国民の統一  
ある抗議」としたのであつた。そしてDDPは、一揆に対  
する抵抗を通じてブルジョアジーのなかにも民主主義のた  
めの諸力が動員され、打撃をうけたワイマル連合が強固な

ものとして再建されると確信したのであつた。もちろんこ  
のような説明がすべての党員や党的支持者に受け入れられ  
るものではなく、現に閣僚の一人であるゲスラーは、ミュ  
ンヘンで労働組合に対してゼネストを行なわないよう働き  
かけていた。しかし重要なことは、DDPが憲法の擁護を  
掲げてブルジョア政党としては始めてゼネストに参加した  
という政治的行為であった。<sup>(2)</sup>これはDDPの「社会自由主  
義」の一翼と密接な関係に立つ「ドイツ公務員同盟（DBB）  
などがゼネストに参加することを容易にし、ゼネストの幅  
を広げただけではなく、DDPの主張する国民的抗議を実  
現した点で特筆に値するものであつた。しかしDDPのこ  
のような立場も高揚するゼネストを前にしてしだいに動搖  
を余儀なくされたのである。

#### 〔注〕

(1) Erger, a. a. O., S. 195.

(2) Hans H. Blegert, „Gewerkschaftspolitik in der Phase des Kapp-Lüttwitz-Putsches“, in: *Industrielles System und politische Entwicklung in der Weimarer Republik*, Bd. 1, hrsg. von Hans Mommsen/Dietmar

Petzina/Bernd Weisbrod, Düsseldorf 1977, S. 191;

vgl. Lucas, a. a. O., S. 228.

(29) Erger, a. a. O., S. 195 f.; Könnemann/Krusch, a.

a. O., S. 172 f. だが KPD の代表者は午前中から會議に参加してゐたとあるが、同党は十三日の時点ではヤネストに反対の意志を表明していたから、参加してゐたとしるやヤネストを裏切しようとする立場からの参加ではなかつた。したがつて状況がやや進んだ夕刻からの参加の方が自然であるように思われる。

(4) Erger, a. a. O., S. 193. まだ DDP に近い立場

ムンカー組合は政治ストに対する原則的な態度を留保し

つゝ「日本での政治的、組合の成果を確保し、維持する」ものとして、組合員のヤネスト参加を認めていたが (Brammer, a. a. O., S. 67.)、中央党の影響下にあるキリスト教労働組合は、「国民の生命線である経済生活が傷つけられた」としてヤネストに反対した (Kapp und Lüttwitz, a. a. O., S. 120.)<sup>9</sup>。

(10) Erger, a. a. O., S. 197. また、ADGBNAFA はその布告のなかで、「反動勢力が……十九一年十一月の革命の諸成果をひどく除いた」とある。……絶対主義が国家にも企業にも再建されるであらう」としたのか、八時間労

動制などもめぐらしきる権利があらゆるわれにあらむ話である (Kapp und Lüttwitz, a. a. O., S. 119.)<sup>10</sup>。

(6) Brammer, a. a. O., S. 66 f.

(7) Kapp und Lüttwitz, a. a. O., S. 122; vgl. Könnemann/Krusch, a. a. O., S. 175 ff. 同時、KPD は一九一九年の一月マルク大会以後、勢力がほぼ半減してお

り、ペルリンでは数百人の党員を数えるにすれども、党員は數百人で、また議長ノヴァイが獄中にありながら、党中央の指導に大きく影響してゐた (Erger, a. a. O., S. 200.)<sup>11</sup>。

(8) Kapp und Lüttwitz, a. a. O., S. 132; Erger, a. a. O., S. 201.

(9) Rosenberg, a. a. O., S. 80. (吉田輝夫訳、前掲『ムトヘル共和国史』九九頁、参照)。

(10) vgl. Erger, a. a. O., S. 290 f.; Biegert, a. a. O., S. 196.

(11) Brammer, a. a. O., S. 47.

(12) Ebenda, S. 66.

(13) Schustereit, a. a. O., S. 78 f.; Albertin, a. a. O., S. 370 f.

#### 四、一揆の收拾

一揆の始まつた三月十三日は土曜日であつたから、官庁や大工場では午後には多くの労働者が職場を去り、労働組合のよびかけは十分に徹底したとはいえた。しかし組合の布告が労働者の間に滲透するにつれてその影響がしだいに現われるようになり、十四日の夕刻には鉄道がとまり、十五日にはベルリンでは水道、電気、ガスが完全に止められた。しかしかつて「ゼネラル・ストライキはゼネラル・ナンセンス」と公言してはばからなかつたレギーンがゼネストの先頭に立つてゐたことは、ゼネストがあくまで「右からの波」に対する防衛的なストであつたことを示していた。また高級官僚までが憲法に対する宣誓義務を理由に政府を支持してゼネストに同調したほか、国立銀行なども政府の指示に従つてカップ「政府」への支払いを拒否したから、カップ「政府」の立場はきわめて苦しいものとなつた。高級官僚がこのような態度を示したのは、ゼネストを承認していたからではなく、カップ「政府」の基礎がきわめて弱体であることを見ぬき、「以前の主人公が戻つ

てきた時に、家族とともに路頭に迷う」ことを避けようとする考え方から出でていた。<sup>(3)</sup>したがつてドイツ公務員同盟（D B B）に組織されていた中・下級公務員のゼネストへの参加とは区別されなければならないが、カップ「政府」の退陣を促した一因であつたことは疑いない。

しかしその間、カップ「政府」もいたずらに事態を傍観していたわけではなかつた。かれらはすでに十三日の夕刻、「政府綱領」でストを断固として取り締まると言明していたが、十五日になるとストに対して嚴重な処罰をもつて臨むとの命令を発する一方、産業救急機関 Technische Nothilfe を動員して必死に打開策を講じた。しかしこれもほとんど効果をあげることができなかつたので、かれらはさらに同日、ストの指導者とビケを死刑に処するとの命令さえ発したが、この命令も結局は実行されないままに終つた。<sup>(4)</sup>このことはカップ「政府」の孤立を端的に示すものであつたが、それとともに十五日にはゼネストによる抵抗運動の圧力が国防軍にも影響を及ぼすようになり、とくにルール地方では武装した労働者の圧力が国防軍をしだいに窮地に追いつめるという状況が始まつてゐた。このような情勢のなかで、始め一揆を支持していた国防軍の部隊や軍司

令官のなかからも、しだいに「中立」または政府の支持を宣言する者が多くなつた。とすれば、一揆の前夜にあればど慎重に回避されたはずの国防軍と国防軍の戦いがゼネストの圧力のなかで強いられる事になるのは自明である。今や政府、もカップ「政府」も、事態の收拾を決断すべき時期を迎えていたというべきであろう。

このような時期にまず登場したのがメルカー將軍であつた。彼はすでに多くの情報からカップ「政府」の不利を察知しており、二つの政府の存在が国防軍と国防軍の戦いに発展することを極力警戒していた。そこで彼は十四日夜半から十五日の拂曉にかけてベルリンでカップ「政府」と接触し、妥協の必要性を強調したが、カップ「政府」はなお事態を樂観していたため、始めメルカーの仲介を拒否していだ。しかし十五日の午前中に情勢の不利が伝えられると、カップ「政府」もさすがに妥協の姿勢を示すようになり、カップの強硬路線から一歩退いてリュトヴィツが本来主張していた新選挙の実施、専門家大臣の任命などを要求する方向に切りかえることとし、メルカーがこの妥協案を政府に伝えることとなつた。この妥協案は政府によって拒否されることになるから、メルカーの仲介は形の上では不成

功に終るのであるが、メルカーの動きはベルリンにいるシッファーら与党の指導者たちに大きな影響を与えることとなつた。彼らは三月十三日、一揆の勃発直後、委員会を開いて「軍事一揆は、犯罪的な、全力をあげて闘うべき憲法破壊の行為であり、再建途上の經濟を混乱させ、内外の平和を脅かすものである」と声明していたが、中央党がゼネストに反対の立場をとつていただから、それ以上の具体的な行動はとり得なかつた。しかしち四日にはSPD、DDPの議員の間にもゼネストに対し批判的な空気が始めており、とくに労働者が武装した場合はカップ「政府」以上に危険であるとする考え方も強まつてゐた。そこでメルカーの仲介によつてカップ「政府」が妥協的な姿勢を示したこととは、何らかの打開策を模索していた彼らに一つのきづかけを与えることになつたのである。その結果、十五日に開かれた委員会では、当然カップ「政府」の条件が話題としてとりあげられたが、彼らの脳裡を占めていたものは、翌十六日に予想されるベルリンの食糧危機と、それに加えてゼネストの継続によつて「左からの波」に有利な状況が生み出されるという判断であった。とくに今後起りうべきさまざまな事態を予想した場合、彼らにとつて国防軍の維持

は絶対に必要であり、それには国防軍と国防軍の戦いを避け、国防軍に「退却の橋」を提供することが望ましかつた。そこで委員会は、なお若干のくい違いを残しつつも大すじとしてリュートヴィッヒの要求に沿つて妥協する方向をとることとなつたのである。<sup>(1)</sup>

しかしこのような動きは、シユトウツガルトの政府からは必ずしも歓迎されなかつた。それは政府がカップ「政府」と徹底的に闘おうとしていたからではまったくなく、カップ「政府」の崩壊が時間の問題となつたこの時点で、改めて妥協の方向をさぐることは、労働者の不信を招き、彼らをますます左の方向へ追いやる結果となるのを恐れたからであつた。すでに、コッホはベルリンでの動きをいち早く察知し、十五日朝、シッファーへの手紙によつてカップ「政府」との交渉をきびしく警告し、さらにも同日夜もシッファーへの電話で重ねて交渉に反対する旨を強く申し入れていた。コッホにいわせれば、シッファーらはまさに「無氣力なベルリン人」なのであつた。<sup>(2)</sup>しかしシッファー

以下、「ベルリン人」は、激しいゼネストを体験しつつあつただけに、「安全な南ドイツの見物席」<sup>(3)</sup>にいる「シユトウツガルト人」とはおのずから異なる観点をもたざるを得なかつた。とくにシッファーらDDPにとつては、「国民の統一ある抗議」であるはずのゼネストが尖鋭化しつつあることは憂慮すべき事態であつた。それ故にこそカップ「政府」との妥協は急がれねばならず、彼らの速かな退陣を促すためには恩赦の承認もまた必要なのであつた。そこで「ベルリン人」は、労働者の急進化を恐れる点では「シユトウツガルト人」と一致しながらも、カップ「政府」に対する態度ではまったく相反する立場をとることになつたのである。<sup>(4)</sup>そしてその中心となつて妥協案を積極的に推進したのがシッファーであつた。

すでにこのころシッファーのもとには、一揆の速かな解決を期待するDDPの前蔵相デルンブルク、DDPに近い前外相プロックドルフーランツ・アウ伯、あるいは国防軍のゼークト、グレーナーらの強い要望が寄せられており、またボルジビの指導下にあるベルリン金属工業家連盟の代表者もシッファーとカップ「政府」との会談をあつせんしようとしていた。このような動きを背景としながら、シッファーはシユトウツガルトの意向を無視する決意を固め、十五日午後にはカップ「政府」との接触を試み、ついで十六日午前中には彼自身を議長とする拡大参議院会議を開い

て彼の見解を明らかにしたのであった。彼によれば、シユトゥツツガルトの期待するカップ「政府」の速かな崩壊は、カップを支持する部隊の反乱とゼネストによる圧力のほかなく、そのうち前者の場合は、カップ「政府」の崩壊後二週間で、政府自身も存立し得なくなるであろうし、後者の場合も饑餓をもたらすことになるであろうから、いずれにせよ、ボリシェビズムの危機に直面せざるを得ないことが予想された。とすれば、彼らにとって残された道は、形式的な橋を見出す<sup>(15)</sup>こと、すなわち妥協を求めることがしかなかったのである。会議は、SDPが恩赦について難色を示したものの大勢としてはシッファーを支持する方向でまとまり、リュトイツとの接触がはかられることとなつた。

これと平行してリュトイツも、ドイツ人民党「以下、DVPと略称」のシュトレーゼマンの説得によってバーブストをシッファーのもとに派遣することとなり、その結果、両者の交渉は十六日午後八時ごろから法務省で始められた。シッファーはカップ「政府」の無条件退陣を要求しながらも、バーブストの希望するマルカーの仲介案については「討議の資料」とし、とくに恩赦の問題については彼が

現内閣と国民議会に要請を行ない、場合によつては個人的に責任を負うことを確約した。<sup>(16)</sup>これに対してカップとリュトイツはなお退陣を拒否していたが、情勢は彼らにとって、まったく絶望的となり、十七日朝にはベルリンの保安警察と国防軍の将校がカップの退陣を要求するという事態を迎えていた。そこで午前八時ごろ、カップ「政府」の中心人物がルーデンドルフをも交えて検討を加えた末、カップの退陣を了承した。カップ自身も本来、独裁政府の樹立が目的であり、それから一步でも退くことは何の意味もなさなかつたから、これ以上一揆の計画を継続する意欲はなかつた。そこでカップは全權をリュトイツに託して辞任することとし、その理由として、「ボリシェビズムの破壊的な危険に対するすべての人びとの一致した団結」をあげたのであつた。<sup>(17)</sup>しかしリュトイツは、その後もなお左翼急進派との鬭争を理由に、その地位にとどまり、右派政党の協力をえて恩赦の達成と内閣の改造をはからうとしていたから、彼の進退はなお流動的であった。そこで成り行きを懸念して法務省に集まつていた各政黨の指導者は、不安と困惑を隠しきれなかつたが、とくにベルリン郊外で流血事件が発生したとの報道がもたらされると、彼ら

の間にはリュトヴィッツとの合意を急ごうとする空気が強まつた。そこで DDP のエーラーの提案にもとづき、再びリュトヴィッツとの交渉を行なうこととし、ショトレーマンらを彼のもとにさし向けたが、SPD は労働者の不信を買うことを恐れてこれ以上の交渉には反対する態度をとつていた。<sup>(18)</sup>

しかしこの間、リュトヴィッツの身边にも重大な変化が起つていて。それは正午ごろ、将校団の代表者たちが彼のもとに現われ、彼がもはや国防軍の信頼を失なつていてるとして、カッブ同様に彼の善処を迫つたことであつた。これはリュトヴィッツにとって衝撃であつた。さすがにリュトヴィッツもやむなく彼らに、左翼急進派の危険がとり除かれた後に辞任すると言明したが、彼に残された途は政党の指導者との交渉によつてできるだけ有利な条件で一揆を清算することだけであつた。そこで折から彼のもとに現われたシユトレーゼマンの勧告を容れ、午後一時ごろ、法務省に赴き、交渉の座についたのであつた。しかしこの交渉には、それまで指導権を握つてきたシッファーは出席しようとはしなかつた。それは形の上では、午前中にシユトレーゼガルトから行なわれた警告の電話に従つたものであつた

が、実際には警告は何ら彼の決心を変えさせたものではなかつた。シッファーは、諸政党の指導者がいまリュトヴィッツとの交渉に入ろうとしている時、政府の代表が問題の多いリュトヴィッツとの交渉にこれ以上関与すべきではなく、むしろそのような関係を断つことが政府にとつて有利であると判断していたからであつた。そこでシッファーは交渉を他の政党の指導者に委ね、さらに DVP が交渉に加わることさえあえて拒否しなかつたのである。いわばシッファーは、自らが表面から退くことによつて他の政党の指導者が一致して彼の「骨の折れる仕事」をうけつけ、リュトヴィッツとの交渉に入つてくれることを喜んだのであつた。<sup>(19)</sup> その意味で、シッファーは支配層の統一戦線を作り上げる役割を果していただといふべきであろう。

リュトヴィッツとの交渉には、SPD が正式の参加を見合せ、代表者が隣室に控えることにしたため、ヘルクト(国家人民党、DNVP)、ショトレーマン(DVP)、トリムボルン(中央党)の各党首とゴータイン(DDP 代議士)の四人が参加することになつた。SPD の態度はあくまでも労働者に対する配慮から出たものであつたが、「他人に交渉を行なわせながら、実質的には交渉に参加してい

た」にひとしく、さながら「その情景はSPDの政策の中  
途半端さを示すさし絵の効果」<sup>(22)</sup>を示していた。すでに諸政  
党は、リュトイツの主張していた国会選挙の実施など  
については大すじとして同意していたから、交渉はもっぱ  
ら恩赦の問題が中心となつた。リュトイツは恩赦につ  
いて確実な保証を執拗に要求し、各党の代表者による説得  
もほとんど効果を收めることができなかつた。そこでつぎ  
のようないくつかの秘密文書が作成されたのである。

「署名した法務大臣〔シッファーの兼任〕は、一般恩赦  
法が直ちに現国民議会によって発令されるよう尽力す  
るであろう。各党代表者は、この法律の承認を確実な  
ものとみなすことを宣言する」と。

この秘密文書の草案は、シッファーの次官によつて作成  
されたものであつたから、当然シッファーの事前の承認を  
前提としていた。しかしぜネストが未だ解除の見通しのな  
いこの時点では文書の公表はさし控えねばならなかつた。  
それにもかかわらずリュトイツは依然としてその地位  
に執着していたが、彼はもはや国防軍の将校の支持をまつ  
たく失なつており、結局は彼らの要求に屈して辞任を承認  
せざるを得なかつたのである。リュトイツは辞任に当

つて、「直接的に迫まりつつあるボリシェビズムの脅威が、  
……すべての祖国を愛する人びとの確固たる連合を要求し  
ている。……独立社会民主党を除くすべての党の指導者が、  
私によつてドイツ国民に対して提起された諸要求の実行を  
約束したので、私は私の使命が充たされたと考へてゐる」<sup>(23)</sup>  
と述べてゐるが、この言葉もさきのカップと同様の考え方  
で貫かれていた。「ボリシェビズムに対する連合」こそ、  
彼らとブルジョア諸政党の指導者の共通した認識であり、  
この「黄金の橋」<sup>(24)</sup>を渡つて彼らは安全な場所へひき上げる  
ことができたのであつた。このようにして十七日午後六時  
ごろ、ペーパストがリュトイツの辞表をシッファーの  
もとに持参し、一方、エーベルトから後任の人選を委ねら  
れたシッファーは、国防軍の協力を獲る目的からゼーグト  
を後任に指名したのであつた。

それにしてもシッファーの妥協策はあまりにも一揆の側  
に寄りすぎていたのではないか。しかしこれについて  
は、少なくともSPDやDDPの指導者は正面から彼を非  
難することはできなかつた。なぜならベルリンではSPD  
の代表者はリュトイツとの交渉に当つて隣室で黙つて  
控えていたにすぎなかつた。またシトウツガルトで

も、すでにゼネストを「愚行」と考えていたコッホに適切な

手段があらうはずもなく、しかもコッホを含めてシュトゥ

ッツカルトの指導者は、誰一人として「黄金の橋」を壊そ  
うとはしなかつたからである。一方、シッファーにとって

は、ゼネストの継続は無用な流血をもたらすだけであり、  
また一揆の速かな、かつ平和的な解決は、失墜したドイツ

の外交的信用の回復にとって望ましいものであった。とす  
れば、「当時の情勢のなかでベルリンの政府代表者が交渉

の準備を整えたことは正しかった」し、「ベルリンにおける

ドイツ民主党員の協調的な政策が唯一可能な政策であつ  
た」とする評価は、残念ながら承認せねるを得ないのでは  
あるまい。国防軍の協力がなく、また労働者の武装を拒  
否したからには、選択肢はおのずから限定され、いのよう

な帰結をたどるのは必然であった。トレルチが、「……彼  
[シッファー]は、極度にいきり立っていた大衆によつて排  
撃されるであらうこと自ら知つていて。彼は意識して犠  
牲になつたのである」として彼に好意的な判断を下してい  
る」とは注目すべき指摘であろう。

### 〔法〕

(1) Erger, a. a. O., S. 203.

(2) レギーンの態度については、のちの労働者政府の問題と  
も関連して考察する必要があるが、その場合、労働組合と  
政府の関係が注目される点があらう (vgl. Biegert, a. a.

O., S. 192 f.)。

(3) Erger, a. a. O., S. 210. 高級官僚の抵抗をゼネストと  
同じくベルト同様高く評価する見解もある (Fyke, a. a. O.,  
S. 207.)。

しかし高級官僚の抵抗を過大に評価することは避けなけ  
ればならない。なぜなら、十三・十四両日が土曜・日曜日  
に当つていたことや、休日の間に彼らは情勢を判断する余  
裕をもつことができたからである。彼らにとってカッパや  
その「内相」ヤーローは物笑いの種となつていたのである  
(Biegert, a. a. O., S. 194.)。

(4) Katip und Littwitz, a. a. O., S. 115.

(5) Ebenda, S. 154.

(6) 産業救急機関は一九一九年、ノスケが国防省内に設置し  
たもので、重要産業の正常な業務を維持することを目的と  
していたが、事实上はスト破りをこととしていた。しかし  
J.J.の時はJ.J.の機関に所属していたSPDのメンバ

一が欠勤したほか、スト中の労働者の妨害が行なわれたため、ホッパー「政治」の意図は失敗に終った (Erger, a. a. O., S. 203.)。

(7) *Kapp und Littwitz*, a. a. O., S. 155. ノルシ命令は、

十六日の午後四時をもって効力を発するものになつていたが、ドイツ工業全国同盟の会長ボルジュムのあいせんや発効1時間前に沙汰をみとなつた (Erger, a. a. O., S. 205 f.)。

(8) Lucas, a. a. O., S. 230.

(9) *Kapp und Littwitz*, a. a. O., S. 156. なお、この妥協案の第六項で「一九一八年十一月九日以来の全政治犯の恩赦」という条項が見られるが、これはカッ普らが自らの恩赦を要求してくることを示している。

- (10) Brammer, a. a. O., S. 17.
- (11) Erger, a. a. O., S. 239 f.
- (12) Ebenda, S. 241 f.
- (13) Schustereit, a. a. O., S. 75.
- (14) Erger, a. a. O., S. 243, u. 248.
- (15) Ebenda, S. 249f.
- (16) Ebenda, S. 258ff. たゞこの席にはのD.A.のヨルシヤ、

ヨーハク、艦隊總監ヨハネス出席しゃつたが、

このヨーハクはヨタムバーらが、シッファーのあいだ抗議し現われたため、以後、ヨルシヤは慎重な態度をもつて行動を得なくなつたのである (vgl. Lucas, a. a. O., S. 233.)。

(17) Erger, a. a. O., S. 264 f.; vgl. Brammer, a. a. O., S. 36.

(18) Erger, a. a. O., S. 267 ff.

(19) Ebenda, a. a. O., S. 273 f.

(20) ヨーハクはヨルシヤの難題に対し、「直ぐに交渉力が行なわれないなら、ハルツィヒはボリシェビズムが支配する」とにならうとして交渉の継続を要請した。これに対してヨーハクは、「もし君がそれをしたら、君はまちがいなく処分されるだらう。……君は民主主義と国家の破壊になるのだ。……」のよくな妥協が行なわれれば、ドーリツはボリシェビズムの前夜に立つことになる」と厳重な申し渡しを行なつた。しかしシッファーの答は、「その時には私があえて犠牲にならなければならない、私はほかに行動のとりようがないのだ」というものであった。両者の間には状況判断による見解の差が見られたが、シッファーの態度を支えたものは、支配層の多くの人びとが無血のうちにカツブ「政府」を除去し、國防軍の確保を望んでいたという

確信やおいた (ebenda, S. 262. u. 270 f.)。

(21) Ebenda, S. 274.

(22) Lucas, a. a. O., S. 233.

(23) Erger, a. a. O., S. 275. Ann. ルの壁、ショーレーヤ

マハムクタトが隣室に控へてしたの P.D のエンシューおよ  
ビショードクスにいの法律ひじての P.D の態度ひつ  
ト間ひだり、若干の代議士の欠席はあつても法案を通  
過せねりむだないを察えだ」とは注田やおる。

(24) Kapp und Luttwitz, a. a. O., S. 169.

(25) Lucas, a. a. O., S. 234.

(26) Schustereit, a. a. O., S. 74 f.

(27) Troeltsch, a. a. O., S. 122.

### わ や び

ルのようにしてカッペ一揆の五日間はひとまず平静に戻  
ったが、一揆を挫折させたものはいうまでもなく労働者を  
中心とするゼネストであった。ゼネストの威力が絶大なもの  
であったればこそ、国防軍も一揆に手を貸すことはしな  
かつたのである。しかしののような援護がありながら、社  
会主義的諸政党は十分にその指導性を發揮してはいたとはい

えなかつた。ハベニ国民議会の第一党の座にあるの P.D の  
政策は、おれは「不毛であつた」ハバニといふが、これ  
に對してアルジニア政党の DDP は、良かれ悪しかれ一揆  
の重要な局面で大きな役割を果してはいたのであつた。

一般に、SPD の無氣力その例として説明されがちなんぐ

ルリンかの「逃亡」

は、実は SPD の反対を抑えた DDP によつて推進されたこと、また、DDP がゼネストを

「国民的抗議」として承認し、ゼネストに參加してカッペ  
「政府」の打倒に一定の役割を果したこと、そしてゼネス  
トの成り行きが彼らの考える共和国の安定を脅かすものと

なつた時、過度とおえ思われる妥協をえて行なつたこと、などがそれであつた。DDP の努力は、あくまでもワ  
イマル憲法を守り、「右からぬ波」に對して民主主義 (た  
としそれがアルジニア民主主義であることを) を国民の間に定  
着させようとするものであつたが、いかにも憲法を支える  
勢力は弱体であつた。一揆の経過はこの事実をあますとい  
ろなく露呈したものといえよう。まもなく行なわれた六月  
の国会選挙で、憲法に忠実であろうとする政治勢力が著る  
しく後退したことは、ワイマル憲法がその発効後、僅か一

年足らずでドイツ国民の多数によつて拒否されたことを示

しており、共程國の前線に暗影を投げかねたるのみならず  
あらん。

〔焼〕

- (1) Schustereit, a. a. O., S. 76.  
(2) Erger, a. a. O., S. 300 f.; vgl. Biegert, a. a. O.,  
S. 191 f.